

告 示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和四年八月一日から施行する。

令和三年埼玉県教委告示第十九号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和四年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和四年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「五、四三六円」とあるのは「五、五八九円」と、「六、〇四九円」とあるのは「六、一六四円」と、「六、二七二円」とあるのは「六、五七七円」と、「六、六九三円」とあるのは「六、八五四円」と、「七、〇四九円」とあるのは「七、〇七〇円」と、「七、〇九六円」とあるのは「七、二〇八円」と、「六、九九四円」とあるのは「七、〇九〇円」と、「六、五七〇円」とあるのは「六、五八三円」と、「三、九四〇円」とあるのは「三、九七〇円」と、「一二、九五七円」とあるのは「一三、三八四円」と、「一三、九八五円」とあるのは「一四、三二二円」と、「一六、六九六円」とあるのは「一七、一六三円」と、「二一、五〇五円」とあるのは「二一、六〇一元」と、「二五、一八九円」とあるのは「二五、三〇八円」と、「一二、九五七円」とあるのは「一三、三八四円」とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、四三六円	一二、九五七円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇四九円	一三、九八五円
三十歳以上三十五歳未満	六、二七二円	一六、六九六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六九三円	一九、六八九円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四九円	二一、五〇五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九六円	二二、八九八円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九四円	二五、一八九円
五十五歳以上六十歳未満	六、五七〇円	二五、三一九円
六十歳以上六十五歳未満	五、四七三円	二一、〇二二円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一六、一一七円
七十歳以上	三、九四〇円	一二、九五七円